

(第二類 第四号)

第六十一回国会
衆議院
石炭対策特別委員

卷之三十一

前二十時五十六分開議

委員長 平岡忠次郎君
書事 神田 勝君

理事	神田
篠田	弘作君
理事	博君
菅波	理蕙内
理事	修治君
茂君	理事

理事 三原 朝雄君 理事 岡田 利春君
理事 八木 昇君 理事 田畠 金光君

理事 大木昇君
大村襄治君

三池 進藤
信君 馬君

渡辺 肇君

大橋 每枝君
總商君 渡辺

出席政府委員 通商產業大臣 太平 正芳君

通商産業政務次官 藤尾正行君

通商産業省鉱山
石炭局長 中川理一郎君

通商産業省鉱山石炭局石炭部長
長橋 尚君

通商産業省 錦山 橋本 徳男君
保安局長

外の出席者

真野 温君

勞動省職業安定局失業対策部長 上原誠之輔君

参考書人有馬駿二君

參
考
人
工
商
市
方
直

議所專務理事

委員金子岩三君、南條徳男君、八田貞義君及び

両参考人には御多用中のところ、御出席をいただき、ありがとうございました。
まず、藤田参考人に本法の運用上の問題点等について十分程度御意見をお述べいただき、そのあと質疑に入ります。

○平岡委員長 これより会議を開きます。
産炭地域における中小企業者についての中小企
業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一
部を改正する法律案を議題といたします。
本案について、本日参考人として直方市商工会
議所専務理事藤田一夫君の出席を求め、意見を聽
取いたしたいと存じますが、御異議ありません
か。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

廣瀬正雄君辞任につき、その補欠として三ツ林
弥太郎君、藤波孝生君、大村襄治君及び渡辺肇
君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大村襄治君、藤波孝生君、三ツ林弥太郎君
及び渡辺肇君辞任につき、その補欠として八田
貞義君、南條徳男君、金子岩三君及び廣瀬正雄
君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

○藤田参考人 本席での議件審議に際しまして、ただいま御指名を受けた参考人でございます。
かつて、九州地内では、最盛期におきましては、六百有余の炭鉱を算しておったわけでござりますが、御承知のとおり、燃料革命によりまして石炭鉱業の合理化臨時措置法が制定いたされました。過ぐる昭和三十五年以来、第一次から第三次へと次々と終閉山認定炭鉱が相次いだわけでございます。特に石炭の最大基地といわれました福岡県の筑豊では、急激な傾斜下降をたどるうき目を見ておりまして、当時四百強を数えておった炭山は、御高承のように、今日では疲弊最もひびい代表的な産炭地となっておるわけでございます。
認定の終閉山には国は手厚い保護策を尽くされてまいつております反面、さて、これまでの間におきまして、炭鉱と一体となって盛衰とともにございました資材・生活必需物資、工事代金その他の信用一本をもつてする炭鉱関連工商業者の納品売り掛け代金は、かつて相次いだ終閉山炭鉱經營者から、結論的には今までのところでは、ない袖は振れぬ式でございまして、全く皆無に近い大量のこげつき未払いの仕打ちを大半こうむつてゐるわけでござります。もつとも中には實に誠意ある措置をなされた炭鉱經營者の方もおられます。しかしながら、概して御想像にかたくない甚大な被害は申すまでもございません。したがいまして、このため仕入れ先からの支払い請求あるいは不渡り手形の買戻し、加えて未收代金の帳簿累積など、操作運営に矢だま尽き折れまして、過去におきましては意思の弱い者、どうにも処置に窮した者等におきましては、首つり自殺をいたしますとか、あるいは逐電、転落等などが當時相次いだわけでございます。したがいまして、末端の納品業者は連鎖的な波状悲劇を繰り返して今日に至っているわけでございまして、まことに悲惨な様相を呈しているような次第でございます。商工

会議所並びに納品業界団体は、これらを何とか国なりすべての指導機関にお願い申し上げようといったことで、自來數次にわたってこの問題の解決に親しく陳情運動を続けたわけでございます。これは結局、中小零細企業者が炭鉱と一体となりて石炭の推進、石炭の開発、こういったことに寄与したという、小さいながらもプライドはあるわけでござりますけれども、帰するところ、債権の保全が目的でございます。これは切実な問題でございますので、そういう運動を、過去繰り返し陳情をやったわけでございます。切実な訴えをいたしましたわけでございます。ところが、幸い、政府・国会におきましては、これら末端の声を取り上げていただきまして、過ぐる昭和三十八年の八月一日付でもって、法律第六百六十六号、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律、こういう法律が公布いたされまして、地方公共団体、県の損失補償を前提としたしまして、信用保証協会の特別保証制度、この措置となって、政府系中小企業金融公庫からの融資無制限配慮をいただいた次第でございます。

このおかげをもちまして、確かに当時いたしましては、業界では大助かりでございました。そういう形になつておりますが、実際にこの法律には、貸し付けの期間が七年以内と規定がございますにかかわりませず、実際のところは、半年据え置きの二年半の償還、計三年の貸し付け期間でございます。貸し付け限度額は、当初七百万円までとありましたが、その後一千万円まで貸し付けするやに記憶いたしております。

諸先生方に特にお願ひ申し上げたいことは、第一に、昨年十月中旬に北海道から九州に至ります産炭地域内の各商工会議所会頭さん三十二名の連名と、日本商工会議所会頭名で陳情申し上げました、いわば、産炭地域における中小企業信用保険

の特例法、これをさらに五年延長していただきたい、これが第一でござります。

第二番目は、産炭地域の中小商工業者で、炭鉱の終閉山の影響によりまして、御高承のとおり、転業または移転、これらを余儀なくせられました者、またその地にありまして、經營が著しく困難になつた者に對しまして実施されておられます。前述の中公庫または国民金融公庫等からの特利の融資の限度額を現行百万円から三百万円に引き上げてほしい、これを第二番目に御要望申し上げたいわけでございます。

第三番目には、特に納品業者未取扱い掛け債権保全のために、石炭鉱山整理促進交付金を大幅に増額して、これによる債務の弁済においては、これらの売り掛け金を労務賃金、鉱害補償金と同列に取り扱っていただきたい、これが第三でございます。

また、関連団体会員業界幹部会あるいは総会の名におきまして、団体といたしましてかねがねお願いの陳情の中におきましては、第一に、融資完全償還済みの事業所につきましては、「一回の範囲で再融資回転の認定をいただいております。非常にうれしうございます。業界人は、当時涙を流して喜んだ実態がござりますけれども、でき得ますならば、諸般の事情もござりますし、この種の融資回転は三回まで打ち切るということで一つこうでござりますので、さらに追加一回をお認めをいただきたい。これをぜひお願い申し上げたいということが第一でございます。

第二に、お貸し付けの期間でございますが、せひとと二年据え置きの五年償還としていただきとうございます。万やむを得ないような事情もございます場合には、二年据え置きの三年償還はまあほんとうに第一線の関係業界、つまり苦悩経営のうちに今日まで個々當々として自來建設に努力してまいっております商工業者、特に中小企業、零細が入っておりますが、今日ようやく曙光を見出さんとしておるわけでございます。これらの、県

○平岡委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 さとうはまことに御苦労さまでした。

東は、きのうも北海道、それから常磐、九州の各市長さんが、産炭地域の苦境を訴えて、いろいろと説明しておきました。われわれは、新石炭政策の今度の影響によって、いわゆるなだれ現象が起ころんじないかという非常な懸念のもとに、またいろいろと考へておるわけですが、この産炭地域、特に中小企業者のいわゆる困り方といふのは想像以上だと考えております。直方の方のようでありますけれども、私の住まつている中間のほうでも、大正鉱業の閉山に伴つて、債権問題がいまだに尾を引きまして、トラブルが続いているわけありますが、こういうことを見ましたと

内総三百五十から四百近くの事業所でござりますが、ほんとうに涙のにじむような叫び声を出しておるわけでございます。

近く石炭二法の成立間近だと推察いたされますし、省令や政令など新石炭政策といたしましての実施細目も取りきめられるでありますようし、商法上、道義上いろいろな問題もあるかと存じますが、来たる昭和四十八年までを待たずに次々と、今日まで御高承のとおり、なだれ閑山が急速に起つております。こういうときでもござりますように、以上の諸点等を十分要約いたしまして陳情書を申し上げた次第でございます。どうか、こうした事情でござりますので、とくに御審察くださいまして、常に国が力説いたさりますように、中小企業育成の一環といたしまして、ぜひとも効果がもたらされますよう、特に血の通った行政上の御指導実行のほどを切にお願い申し上げまして、私の立場者人といいたしましての陳情を終わらせていただき終わりました。

上、行政指導かと思ひますが、特に無担保でもつて特別配慮をしてやれという親心があつたと思うのです。ところが、実際に県の損失補償によりまして、県の信用保証協会の特別保証、こうなるわけですが、銀行さんの窓口を通すわけでございまして。そうした場合には、これら業界人、あるいは炭鉱の関係者全体でございましょうが、必ずやまた担保を求められる。今までいろいろとそそういったことで苦慮し、いろいろ担保は提供いたしておりますが、それに加えてそういうものを求められる。あるいは企業内容が少しまずいとか、またちょっと落ちるというようなことがありますと、保証協会からもまた要求される、こういったようなこともあります。したがいまして、実質百万までございますけれども、保証協会の特別金利でござりますとかあるいはその他いろいろな付帯するものを考えますと、ありがたく感謝を

き、確かに信用保険の改善あるいはいまの要望で、当然のことではありますが、炭鉱自身との中小業者の閉山における取りきめですね、そういう面でも、現実にはそれが支払われなかつたというところで、ものすごい負債をかぶつたかつこうになつて、いるわけですが、その問題で、いまの債権者協議会というができておりますけれども、いままだ泣かされている立場であつたわけですね。ですから、閉山になる前に炭鉱側とある意味で一つの条件をきめ、それを政府のほうに肩がわりといいますか、保証させるといいますか、そのような何か手を打たれたほうがいいんじゃないかな、このような感じもするわけですが、そういう点はどうでしょうかね。どう思いますか。

○鷹田参考人 私が承知の範囲はすでに諸先生御承認のとおりと思いますが、実際そういう実態でございます。ところが、実質にそれじゃ、こういう国のありがたい法律によりまして融資をしてま

○藤田参考人 私が少し聞き間違いをいたしました。
おったようでござります。

しながら貰してもらつた金が意外にあまりうれしくないというような結果を生んできますこと、加えて一面では、物価がどんどんはね上がりつづけて、現地では炭鉱の第一線の皆さんは少し困っているということは、ただいま先生がおっしゃつたとおり実際でございます。それでやはり何といつてしましても、こういったものはスムーズに、あるいはあまり一般金融ベース並みに口やかましい取り扱いをいたされたる様子に、市町村長の証明もござりますし、國の御指示によりましてなるべく平易に借りられるといったような方策をお願い申し上げたいと思つてございます。

先生、その程度でよろしくうございましょうか。

○大橋(敏)委員 実はきのうの説明の中で、四十一年度から四十三年度四月末までで、筑豊地帶では十二億三千四百万円の融資を受けておる。その中で回収不能になつてゐるのが六件で八百万九千円とか、こう聞いたのですが、それは信用保険の問題でありますけれども、いま私の言わんとしていることは、中小商工業者と炭鉱との約束ごとといいますか、閉山になる前に何かきらつとしたものを取りきめた上で、それを政府のほうで裏づけされるような何か手を打つべきではないか、これは中間の実例からこう申し上げておるわけで、その点どういうふうにお考えになつておるか聞いておるわけです。

ないが、これは五十万あることとしてやってくれぬか、そうすればわれのところは終閉山の認定を申請するのだ、そんなことがはたして事前に漏れるものだらうか。私ども商工会議所の立場からはどうだらうかと思つておるわけです。しかしながら、もし那样的なことがあるといたしまして、も、やはり私ども第一線では実際つかみがたいのです。それで御質問のようでござりますが、そのことについてやはり行政指導ですね、通産局あるいは県、市町村あるいは商工会議所、それから関係団体、これらが一体になつて、不正のないようには、また炭鉱側のために無理な売り掛け金があるようなことをしたり、そういうことをしてはならぬと思っております。いままではあまりそういうことを聞いておりませんが、事実はあったかもしだせん。私もはばか正直といいますか、はじめてやつてきましたつもりではございます。

○大橋(敏)委員 いろいろときのうきょうにわたりまして皆さんの要望も十分承りましたので、今度は委員会の審議の席上で皆さんの要望を十分反映していくよう努めましてまいりたいと思ひます。

○平岡委員長 藤田参考人に対する質疑はこれにて終了いたしました。

藤田参考人には御多用中のところ御出席をいただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まさにありがとうございました。

○中川(理)政府委員 関連中小企業者あるいは從業員その他債権者に対する閉山による打撃緩和のための措置といいたしまして、今回新たに御審議をお願いしてありますことは、二点ございます。

一つは、予算でお願いしております一般閉山交付金制度の改善でござります。これは田畠先生よく御承知のように、閉山が從業員をはじめとして産業地域の中小商工業者や鉱害の被害者に対して、非常に大きな影響をもたらすものでござりますので、この打撃あるいは影響の軽減をはかるために、四十四年度からは現行の閉山交付金トン当たり平均単価二千四百円というのを三千三百円程度に引き上げたい、かように考えておりまます。これはあくまで平均額でございまして、閉山交付金の計算方法は、先生御承知だと思いますけれども、一つには鉱業権及び主要坑道の評価方式によって金額を算定しております。これは現行制度どおりに考えております。これに加えまして今度新しく考えておりますのは、この鉱業権及び主要坑道の評価方式のほかに、現在の制度でも特別算額ということで、トン当たり四百円というものがございます。これを増額いたしますことを今度考えておるわけでございます。この場合に鉱害

の債務というものが大きな要素を占めますので、鉱害賠償債務の多寡に着目いたしまして、地域ごとにこの鉱害量の大きさを勘案いたしまして格差を設けまして、従来のトン当たり四百円というものにつきまして、北海道で千七十円、本土で千二百二十円、九州で千七百二十円というものを、一円に上がっておる。こういうことでありますので、それだけ中小企業者の債権確保等についてもある程度の前進というものがはかられておると考えておりますが、前回の対策と今回の対策とはこの二面でどういう相違があるのか、あるいは今回の新政策のもとでどの程度前進しておるのか、この点をまずお尋ねいたします。

○中川(理)政府委員 関連中小企業者あるいは從業員その他債権者に対する閉山による打撃緩和のための措置といいたしまして、今回新たに御審議をお願いしてありますことは、二点ございます。

一つは、予算でお願いしております一般閉山交付金制度の改善でござります。これは田畠先生よく御承知のように、閉山が從業員をはじめとして産業地域の中小商工業者や鉱害の被害者に対して、非常に大きな影響をもたらすものでござりますので、この打撃あるいは影響の軽減をはかるために、四十四年度からは現行の閉山交付金トン当たり平均単価二千四百円というのを三千三百円程度に引き上げたい、かように考えておりまます。これはあくまで平均額でございまして、閉山交付金の計算方法は、先生御承知だと思いますけれども、一つには鉱業権及び主要坑道の評価方式によって金額を算定しております。これは現行制度でも特別算額ということで、トン当たり四百円というものがございます。これを増額いたしますことを今度考えておるわけでございます。この場合に鉱害

の債務というものが大きな要素を占めますので、鉱害賠償債務の多寡に着目いたしまして、地域ごとにこの鉱害量の大きさを勘案いたしまして格差を設けまして、従来のトン当たり四百円というものにつきまして、北海道で千七十円、本土で千二百二十円、九州で千七百二十円というものを、一円に上がっておる。こういうことでありますので、それだけ中小企業者の債権確保等についても一定程度の前進というものがはかられておると考えておりますが、前回の対策と今回の対策とはこの二面でどういう相違があるのか、あるいは今回の新政策のもとでどの程度前進しておるのか、この点をまずお尋ねいたします。

○中川(理)政府委員 原則として申しますと、いま御指摘のとおり、大体五〇%程度のものを回復し得るということに相なるものと考えております。具体的には二つの原則を立てておりますが、これはいずれ政省令段階ではつきりすることになります。そこで、企業単位の閉山でございまして、従業員債務については大体七五%、一般債務等につきましては五〇%程度のものをそれぞれに計算いたしまして、これの合計額を事業団から交付するということにいたしておるわけでござります。そこで、企業単位の閉山でございまして、一般閉山交付金制度による閉山交付金の交付を希望いたします場合には、これは一向差しつかりません。そこで、企業単位の閉山でございまして、一般制度とは、当該閉山炭鉱あるいは会社の希望によりまして、いざれかを選ばせるということにいたしております。債務状況の実際に着目いたしましておそらく会社側は判断する、こういうことにならないといふ立場をとつておられます。債務状況と一般制度とは、当該閉山炭鉱あるいは会社の希望によりまして、いざれかを選ばせるということにいたしております。債務状況の実際に着目いたしましておそらく会社側は判断する、こういうことになりますと、田畠委員も前に御苦勞なつたのでござりますけれども、大日本炭鉱の際のように、中小商工業者の債権の回復額というものが実績としておそらく一割前後にしかならないといった状況が、少なくとも五割近い程度までは回復するものと私どもは考えておるわけでございます。

○田畠委員 今回の政策によれば、いま局長がお話しになりましたように、一般閉山交付金でいくか、あるいは特別閉山交付金でいかか、それぞれの選択にまつてとなるようあります。それがそれといたしまして、特に私お尋ねしたいのは、いま問題となつておる関連中小企業の

債権の確保というものがどの程度より前進した形で保証されるか、この点にあるわけであります。これが非常に深刻な問題を投げかけたわけであります。今回この措置によれば、一般債務、中小企業者等の債務については一〇%ないし一二、三%程度に現実は終わつておるということがあります。これが非常に深刻な問題を投げかけたわけであります。今回この措置によれば、これが五〇%は保証される、こういう見通しであるということがあります。これがその場合、さらにまた具体的に一体どの程度の売り掛け債権をこのワクの中に入れるのかどうか等々、技術的に困難な問題も出できようとは考えますが、今回の新政策によれば五〇%近くは保証される、このように見てよろしいわけですか。

○中川(理)政府委員 原則として申しますと、いま御指摘のとおり、大体五〇%程度のものを回復し得るということに相なるものと考えております。具体的には二つの原則を立てておりますが、これはいずれ政省令段階ではつきりすることになります。そこで、企業単位の閉山でございまして、一般制度とは、当該閉山炭鉱あるいは会社の希望によりまして、いざれかを選ばせるということにいたしております。債務状況の実際に着目いたしましておそらく会社側は判断する、こういうことにならないといふ立場をとつておられます。債務状況と一般制度とは、当該閉山炭鉱あるいは会社の希望によりまして、いざれかを選ばせるということにいたしております。債務状況の実際に着目いたしましておそらく会社側は判断する、こういうことになりますと、田畠委員も前に御苦勞なつたのでござりますけれども、大日本炭鉱の際のように、中小商工業者の債権の回復額というものが実績としておそらく一割前後にしかならないといった状況が、少なくとも五割近い程度までは回復するものと私どもは考えておるわけでございます。

○田畠委員 この法律による中小企業信用保険公庫との再保険契約、こういふ面についていま

までの実績を見ますと、意外に成果があがっていない、こういう点が出ているわけあります。きのうきょううちにかけて産炭地域における、特に中小企業あるいは小売り商その他地域の方方が深刻な打撃を受けておるということ、またこれらの人方が立ち上がるためには、あるいは転業するために、事業を縮小するためには、相当借り入れに依存せざるを得ぬ、こういうことが強調されてまいつたわけでありますけれども、しかしいままでの実績を見ますと、再保険の業務の内容というものが意外に少ないということは一体どういうことなのか。たとえば私の手にある資料によれば、保険をつけた実績など見ますると、各炭田別に載っておりますが、北海道や福島なんという県は全然ない。最も大きな問題をかかえておる福岡県を見ましても、昭和四十二年度の実績をとてみても、一億二千七百七十万円にすぎない。また無担保保険あるいは普通保険の内容等を見ましても、この法律の期待した成果をあげていません。こういうようなことについていささか疑問を感じるわけでありますが、このようにせつかく産炭地中小企業のことをおもんばかりつづくたこの法律に基づく特別措置は、期待したほどの実績があがっていない。この点は原因が那邊にあるのか、まずその点を承りたいと思います。

○新田政府委員 産炭地の保険特例の実績は、昨

年九月までの実績を申しますと、約五百件で八億円の金額になつております。これを経過的に見ま

すと、三十八年度、九年度と終閉山が非常に多い

年は非常に金額が大きい。四十年、四十一年度あ

たりからだいぶ少なくなつてゐるというふうな経

過をたどつております。今後はこの金額は増加す

るんじゃないかというふうに私ども見ておりま

す。

先生いまお話しの問題でござりますけれども、

御指摘のように、この保険法は地方の府県の保証

協会の保証を再保険するものという仕組みになつ

ております。その県府の保証協会は県がやってお

ります産炭地金融の制度金融でございまして、そ

の利用というものが低いわけでございます。いま

の制度金融が各地区の実情、それから保証協会、

県の方針によつていろいろな内容が違つておるわ

けであります。この保証協会のやつております特別

保証制度との関係から、たとえば佐賀とか茨城の

保証制度を設けておりますところは一〇〇%保険

に付保されているわけでございます。またこの保

険特例は終閉山と直接関係のある事由を保険事故

の事由にしておりますけれども、産炭地の府県に

よりましては、この保険の条件をややゆるい保証

条件で保証しているということで、たとえば福岡

とか長崎とかは付保率が約二・三%になってお

りますが、そういう县あるいは特別な保証制度

も、したがつてこの保険特例の適用も全然やつて

おらない县としましては熊本と福島とあるわけで

ございます。もちろんこの保険特例の特別の保証

制度がない場合でも一般的の保険の適用は受けお

りますが、その点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 確かに先生お話しになりました

よう、終閉山との保険の金額との関係は、一

つの長期的なカーブでは大体相応していますけれ

ども、各年度別に見ますと多少シグザグになると

いがございますので、それを平均しますと各保証

協会がやつておるといふことに相なつておるわけでござります。そういうたたな地区によつていろいろ違

います。そういうたたな金額でやつておるといふうな実情でござります。

○田畠委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 確かに先生お話しになりました

よう、終閉山との保険の金額との関係は、一

つの長期的なカーブでは大体相応していますけれ

ども、各年度別に見ますと多少シグザグになると

いがございますので、それを平均しますと各保証

協会がやつておるといふことに相なつておるわけでござります。そういうたたな金額でやつておるといふうな実情でござります。

○田畠委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうのような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうのような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうのような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

は、こうやりたいということでなくして、今日ま

での制度運用について中小企業局としては具体

的につのうのような指導措置を産炭地域の府県等につ

いてとつてこられたのか。今日まで具体的にとつ

てきたことについてお尋ねをしています。

現にあなたの御答弁の中にありましたように、

一、二の県については全然この制度がないわけで

あります。産炭地域において、こういうような点

等について中小企業局としてはどういう指導をな

さつてきておるのか。少しくいうならば、もっと

中小企業局はこういうような面について指導し、

助言し、援助するぐらいの親切心があつてよいと

考えますするが、この点については今日までどのよ

うにやつてこられたのかお尋ねしたい。

○新田政府委員 いまあなたのお話しのようになります

ほど三十九年については保険の実績も二億一千六

百六十万、金額からいと、比較的相当の金額にの

ぼつておるわけであります。しかし終閉山といふ

のはこれ以降も相当量にのぼつておることは御承

知のとおりであつて、四十一年度の答申に基づき

四十二年から新石策が出て、それ以降また相当閉

山が多発しておることも事実であるわけであります

が、四十一年度、四十一年度、四十二年度などを見

ますと、四十年度は三千六百九十万、四十一年

度は一億一千三百九十五万、四十二年度は一億七

千五百八十五万、これは意外にこの特別保険制度

小企業庁が主務庁でございますので、ただいま新田次長からのお答えにございましたように、全面的な協力を私どももお願いしておるわけでござりますが、お話しの制度につきましては、通産局長の認定に基づいて行なうことでございますので、石炭問題に関連する限り、私どもは地方通産局に督励いたしまして、制度の趣旨を生かせるようになります。認定問題等をめぐって制度が円滑に動かないというようなことはないと存じておりますが、あと御指摘のように、それぞれの県の立場で、若干積極性その他について問題があるところがあるかもしません。これは今後私ども直接なり、あるいは通産局長を通じて、中小企業庁のほうから、いろいろなことでひとつ認識を新たにしてもらつて積極的な活用をお願いしたいと思つております。

○田畠委員 これは私は、中小企業庁と鉱山石炭

局長に、特にこの制度の活用について、強く関係府県を指導し、せつからできた制度なり法律なりの援助措置というものが末端において何ら実効をあげていないということでは、これはあなた方の責任も十分果たしていないということにもなるわけですから、この点はとくとひとつ念頭に置いて善処を願いたいと考えておるわけであります。このてん補率等については、一般とそれから災害、産炭地倒産防止とは、それぞれ当然別になつておるものだと考えておられたわけですが、普通保険の場合だけが違つておるが、あとは特別の小口保険としても、無担保保険としても、いずれも八〇%見るならばあの二〇%は県が見るとか、あるいは県と市が一〇%ずつ分け合つて見るとかいうところもあるようでございます。また、県によつては金然やつてないという、福島県のこときはまさにその典型的ですので、この点については、てん補率を特に産炭地の深刻な状況ということに

かんがみて一〇〇%に上げてもらいたいという強い要望があるのですが、これをやることによつてどういう影響があるのか、この点ひとつ中小企業庁のほうから考え方を聞かしてもらいたい。できれば一〇〇%でん補率を確保してもらいたいといふのが、私の言いたいことであります。が、その影響はどういうところに出てくるのか。

○新田政府委員 このてん補率の問題でございまが、先ほどお話しいたしましたように、この特例ができましたときは、でん補率八〇%というのは——この制度しかなかつたわけでござりますが、四十年に特別小口保険それから無担保保証保険というものができます。これが八〇%、特に無担保、無保証というきわめて特殊な零細企業に対する保険でござりますので、そういった制度をつくりたわけでございます。したがいまして、現在七〇%のてん補率になつておりますのは、普通保険と近代化保険でございます。ただこの八〇%のラインでござりますけれども、保証協会が一〇〇%の保証をする、それを国が再保険をすると、いたような場合のてん補率の限度はどこが一番妥当かということでございますけれども、やはり保証協会の保証事務を保証協会が自主性をもつて、また責任ある適正な保証をするということを指導するためにも一〇〇%保証するというのには、やはり問題があるのではないか。そういうことは、やはり問題があるのではないか。そういったことで、たとえば農業の信用保険とか、あるいは中小漁業の融資保険といった再保険をやつている同じような制度がござりますが、いずれも七〇%となつておるわけでございまして、八〇%というのは優遇のぎりぎりの線じゃないかというふうに、私どもも検討しましたけれども、そのような結論になつておるわけでござります。

大臣は何時ごろ見えますか。

○平岡委員長 十一時四十分の予定なんですが、参議院の予算のほうでまだおくれております。○田畠委員 それでは、せつからく産炭地域振興事業団の筆頭理事がお見えになつておりますので、この産炭地域振興事業団のことについて、実情をまず承りたいと思うのです。

率直に申しますと、産炭地域振興事業団が、産炭地域において産業基盤の整備であるとか、あるいは地域振興の発展の上に果たしてきた、また果たしつつある役割は相当高く評価してよろしい、こう考へておるわけであります。工業地の造成であるとか、あるいは工業用水を設けることでもあるとか、あるいは設備資金だの長期運転資金の融資であるとか、あるいは工作物を建設し貸与をするとか、いろいろな仕事が事業団の仕事としてあるわけでございますけれども、産炭地域振興事業団としては大いに仕事をやりたいのだが、金がない。端的に言うとそういうことじゃなからうかと思うのですね。それで、現在事業団として、私が申し上げた事業団のやる仕事の内容について、どのような需要供給関係に、資金面から見たところが出ておるのか、このあたりについて、一般論としてまず御説明いただければと思います。

○有馬参考人 産炭地域振興事業団の現状について、ごく簡単に御説明申し上げます。

事業団第足以来だいままでに七年間になつてしまりました。設立当初はいろいろ、土地をつくりましても売れない、あるいは進出企業もなかなかか出でこないというような非常な悩みがあつたわけでございますが、一年以来、企業進出が非常に目立つてまいりまして、今日では、だいたいま田畠先生お話しのように、お金が足りないというような実情になつてまいっております。具体的に申し上げますと、土地につきましては、現在までに完成いたしました土地が約七百二十万平米になつております。そのうち、契約済みで約四百万平米ほどのものがござりますので、すでに五割以上のものが譲渡済みとなつております。資金の融資のほうは現在約六百ほどの企業に融資をいたしておりまして、特に昨年来融資の申し込みが非常に多くなつておりますために、昨年は、年度分のワクがすでに八月ころになくなつてしまつて、この一月にさらに約十六億ほどの追加が認められまして、これもだいま手続をいたしております。十六億ほどのワクはすでにもう全部使い切つております。四十四年度につきましては、ワクといつしまして、資金が約七十二億ほど、そのほかに十億ほどの債務負担行為をいただいておりますので、八十億余りの資金になつておりますが、現在すでにこれに近いくらいの申し込みがあるという事情であります。もちろんこれがすべて適正な企業というわけにもまいりませんが、そういうような事情でもつて、土地の売れ行きも、まだ企業の進出におきましても非常に活発でございます。そのために、四十三年度におきましては、融資比率をなるべく四割ないし五割ぐらいのところへもつていただきたいと考えております。四十四年度にいふうに考えております。四十四年度につきましても、土地の造成の要請も各方面から非常に強うございます。一面各地の土地の値上がりなども実はかなり激しいというようなところから、土地の取得にもかなり苦労をいたしております。そういうことで、四十四年度になつてまいりますと、今年度に比べまして、総予算におきましては七割ぐらいふえてはおるのであります、なかなか融資につきましても、土地の造成につきましても、今後資金が不足してくるということが予想されておるような状態でございます。

○田畠委員 きのう筑豊の山田市の市長さんが、この委員会で発言をしておられましたが、その話によりますと、筑豊地区の場合、せつからく工業団地を造成しても、いろいろな立地条件であるとか、あるいは筑豊の内陸部等は輸送幹線道路の問題、水の問題あるいはいろいろ地域社会に対する理解が十分でないなどの理由で、企業の進出がおくれておる。ことばをかえて言うと、売れない土地が相当残つておる、こういうようなお話をござ

いましたが、事業団が今日まで土地を造成された、たとえば筑豊なり九州のその他の地域なり、あるいは宇部なり常磐なり、あるいは北海道なり等々について、土地の造成、そしてこれがその後売れ行きなどの面でどうなっておるのか、地域ごとに御説明願いたいと思います。

○有馬参考人 地域別に概略の御説明を申し上げます。九州について申し上げますと、最近の状態は、筑豊につきましては、いわゆる船屋炭田地区と申しますが、最近は北九州地区から南にまいりまして、直方周辺のところまでは非常に売れ行きがよくなつております。続きまして飯塚周辺にかなり企業の進出が最近は見られておるようでございますが、最近は北九州地区から南にまいりまして、一番奥地でございますところの、だいまお話をございました山田あるいは田川というような地帯につきましては、全然出てないことはございませんが、やや進出がねらいというようなのが実情でございます。佐賀県につきましては、伊万里地区は非常に進出が活発でございますが、多久地区につきましてもかなり出ております。最近は大町、北方地区につきましてもかなりの引き合いがあるような状態であります。長崎県につきましては、佐世保の周辺は非常に活発でございますが、北松浦になりますと非常に立地が悪いということで、まだ進出が見られないような実情でございます。

それから宇部地区は、これは非常に活発な状態でございます。常磐地区は、現在のところは土地をつくりますと、これが完成する前からもうその倍も申し込みがあるといふようなところもございまして、常磐地区は非常に活発でございます。北海道につきましては、これは何と申しましてまだ島が離れておるというようなところもございまして、企業の進出があまり顕著ではございませんが、現在のところでは美唄を中心といたしま

した地区に、かなりの工場が進出しております。それから道東地区につきましても、若干の工場がやはり進出を見ておるような状態でございますが、ほかの地区に比べますとややおそいような状態でございます。

これらの全体を通じてみますと、だいまお話をございましたように、水だとあるいは道路というような関連公共施設が不十分な場合には、なかなか売りにくい、企業も進出しにくいというようなことがいわれるようございまして、そういううりっぱな道路ができ、あるいは水ができますれば、立地条件が著しく上がつてくるというようないことは、現実に見られておるようでございます。また、もう一方、だいまお話をございました地域社会への理解と申しますか、産炭地域というものに対するところのイメージ、これが非常に今日まで暗いイメージを持たれておるということが問題でございまして、私どもは、産炭地域というのは決して暗いところではない、明るい緑の野原でございました山田あるいは田川というような地帯につきましては、全然出てないことはございませんが、これがなかなか見通しどおりに買えんが、やや進出がねらいというようなのが実情でございます。

佐賀県につきましては、伊万里地区は決して暗いところではない、明るい緑の野原でございました山田あるいは田川というような地帯につきましては、全然出てないことはございませんが、これがなかなか見通しどおりに買えんが、やや進出がねらいというようなのが実情でございます。佐賀県につきましては、伊万里地区は決して暗いところではない、明るい緑の野原でございました山田あるいは田川というような地帯につきましては、全然出てないことはございませんが、これがなかなか見通しどおりに買えんが、やや進出がねらいというようなのが実情でございます。

○田畠委員 有馬理事の御答弁で実情はよくわかりました。

そこで有馬さん、もう一つ念を押しておきたいのですが、ことしの産炭地振興事業団関係の予算是昨年に比べて七割ふえた。七割ふえたということは皆さんにとってもそれだけ仕事量がふえたということにもなりましょうが、しかしまして土地などを見ますと、土地の値上がりのあるいは事業を遂行する上の物件資本費等の値上がりを考えますと、仕事の面で七割まるまるふえるわけでもなからうと見ておるわけです。

昨年度、四十三年度の場合は融資の面を見る

と、申し込みに対し三割しか融資ができないかつた、こういうことです。そこで、本年度、四十四年度については、これからございますけれども、いまの見通しとして融資の面等については何割くらい今度の予算措置で需要をまかない切れるのか、あるいは土地造成等につきましてもどの程度需要に応じ得るか、この点をひとつ見通しでもけつこうであります。——といつてもすでにあなたのはうには殺到しているということだから、見通しどころかもう確定したようなことになるかもしれません、そこら辺の事情をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○有馬参考人 今年度の見通し、だいま私ども作業をいたしておりまして、正確なところは、正直なところ土地の造成につきましては非常に努力いたしまして土地の買収に当たつておるわけでございますが、これがなかなか見通しどおりに買えないというのが実情でございます。したがいまして、正確にいま見通しを申し上げかねるのでございませんが、少なくとも現在計画いたしておりますところの土地の買収が順調に進みます限りは、本年度の資金というものがかなり苦しくなつてくる見通しでございますし、今後終閉山などがございまして特別措置がとられなければならないといふような場合がござりますと、その地域に対する手当もしなければなりませんので、資金的にもなお多ければ多いはうがありがたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

融資のほうにつきましては、これは年間を通じて申請がございますために、だいまの段階でもつて申し上げることは非常に困難でございます。また一方いろいろ、できるだけよい企業を誘致していく、優秀な企業を誘致いたしまして地域の振興をはかるために、積極的にこちらから大いに働きかけてまいりたいというふうにも考

えております。そういう面におきまして、ただいまの融資率三〇%というものは申し込み額の三〇%でございませんで、いわゆる所要資金の約三割を四十三年度は融資いたしましたわけでございますが、

四十四年度につきましてはこれがさらに上げられるように努力をいたしておりますが、目下のところまだはつきりとした見通しまでは立て切れません。できる限り四割以上のものにいたしていきたく、こういうふうに考えておるわけでございます。

○平岡委員長 この際、十二時三十分まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

○平岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後零時四十三分開議

○中川(理)政府委員 質疑を続行いたします。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 端的に尋ねいたしますが、中小企業債権については閉山交付金による弁済率は従来約二〇%から三〇%だ、今回はそれはどの程度まで引き上げられるか。先ほど田畠委員への答えでは五〇%程度というようなお話を伺つたような気がするのですが、もう一度この点確認したいと思います。

○中川(理)政府委員 先ほどお答えいたしましたように、一般交付金の制度を選んでくる場合、これはどちらかといいますとあまり債務額が過重でない場合だらうと思いますので、その件を別といたしまして、極力企業の誘致につとめておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 実は産炭地域の炭鉱と運命をともにしている商工業者であるわけですが、皆さんが強く感じていることは、金融債権の問題にして、あるいは炭鉱従業員の未払い賃金あるいは退

ますので、鋭意予算的措置を講じてまいりてあります。わることは御案内のとおりでござります。

非常に幸いにいたしまして——幸いか不幸かこれはわかりませんけれども、過密地域への過密化が非常に進みまして、どうしても東京、大阪中心のように工場の立地を満たすというようなことは、労働力の面からも、地価の面からも、あるいは公害の面からも、望ましくないし、またそろばんには合わなくなってきたということと、御案内のように最近非常に工場の地方に對して分散の希望が出てきております。このことは、これらの産炭地域の振興計画を立てる場合において非常に有力な刺激になるのではないかと思うのでございます。それに対しましては、いま、事業團の融資規模あるいは政府の予算ということについての言及でございましたけれども、御案内のように開発銀行あるいは北東公庫、そういうものには地方資金のワクが増額されて用意されてありますことは御案内のとおりでございます。それから、従来の、普通の会員融あるいは中小企業金融の現存の制度は、そのまま適用されるわけでございますが、それでは足らないというので、いろいろな特例措置が産炭地についてとられておりましては御案内のとおりでございまして、そういうものを組み合わせてまいりますならば、当面の需要におつつかつ迫りついでいるのではないかということで予算を編んでまいりますながら、いろいろ不足を補成いたしたわけでございます。しかし、御指摘のように、希望に對して充足率が必ずしも高くないといふことはたいへん残念でございますが、この振興に応じまして、金融にいたしましても、弾力のあることでござりますから、いろいろ不足を補たすとかいうような場面におきましては、主管大臣といいたしまして、年度の途中でございまして、配慮してまいらなければならない責任があると思うのであります。十分の配慮を加えていかなければならぬ責任があると思います。結論といいたしまして、この予算並びに合理化事業團の融資力あるいは予算措置ばかりでなく、いろいろな方面的措置を、あなたの

おっしゃつたとおり懸命に組み合わせた上で振興に役立てるようにやつていきたい。それが足らな

○田畠委員 大臣は答弁の中でいろいろ述べておられます
が、私が端的に申し上げたいことは、なま
るほど総合開発計画としてもう一度金般的な立場
から見直すということが必要であると思います。
とにかく、現実ここまで差別地権事業団

や一部局のためにというような予算の運用といふものを、私は許すことができないと申し上げてゐるのです。こんな予算の運用については、主管大臣として大平通産大臣は、この辺の事情も万事御承知の上でこんな予算を組んだのかどうか。もしもそのような予算の余裕があるならば、振興事業団、せつかくここまできている事業団をもつと強化したらどうか、こういったことが第一の点。

心になつていただいておりますことは、私どもとして歓迎しておるわけでござります。ただ産業地振興対策にいたしましても、それとのバランスを失しないように私どもも相当配慮いたしておるつもりでございまして、そのバランスが適正であるかどうか、御意見でござりますけれども、そしていま御意見にも十分拝聴すべき点がございますけれども、私どもの気持ちといたしましては、石炭対策の性格といたしまして労働者対策、保安対策というものは特に力点を置かなければならなかつたということ、それから労働者対策につきましては、もちろんモチはモチ屋でござりますから、労働省に大いに熱心にやつていただくことは、私ども望ましいことでござりますので、その点は御了承をいただきたいと思ひます。

向けたのでは、今度はまた前向きの予算の制約がある。こういうようなことを考えたときに、予算の適正配分ということは一番大事なことだと思うのです。そういうようなことから見たときに、労働省所管のこの新しく頭を出してきた産廃地域開発就労事業費二十五億数千万円という予算などについても、すでに緊急就労対策事業というものがあつて、それはしかしだんだん減らしてきました。ところが途中でまたこういうものが出てきた。どういう仕事をやるかとかいうことをこれから深く追及はしますが、このような予算措置、このような予算があるならば、もつと産廃地域全体の立場に立って仕事をやり得る事業団をして強化したらどうなのか、こういうことを私は申し上げたいわけなんです。ましてや、聞くところによると、この労働省関係の出てきた予算というのは、筑豊だけを考えているというような予算だというわけあります。私が筑豊でないから言うのじゃありませんよ。いやしくも一国の予算の運用というものが一地域のためにとか、そういうふうな配慮でもつて予算を組むということは、最も許せないことだとき私は強調したいと思うのです。この点後日の機会に徹底的に私は追及したいと思いますが、いやしくも産廃地のためにある予算が、一省や一県の附帯決議の中こう書いてあります。「新石炭政策に即応して、今後の産廃地域振興対策は、これを抜本的に強化するとともに、早急に実施に移す必要があるが、実施主体が多数の省庁および府関係機関あるいは地方公共団体等に分かれているため、対策の総合的、計画的かつ強力な推進が必ずしも十分に確保されないところがある。」この点を指摘しておるわけであります。現にまた私たちが昨年九州に参りましたときに、これは福岡県の市長連盟から強く、たとえば産廃地域振興対策の本格化をはかつてもらいたい。店舗を設けるか設けないかは別といたしまして、窓口一本化はぜひ必要ではないか、この点については通産省としては、どのようにしようとしていかれるのか、この二点だけをきょうは承って、質問はまた後日に持ち越します。

○大平国務大臣 予算の、与えられた原資の配分のバランスの問題でございますが、申しますでもなく今度の石炭予算是、石炭産業の再建それから労働者対策、保安対策(そういうことが重点になりますことは、石炭対策としての性格上当然だと困ります)でございます。したがって、その中で労働者対策といいたしまして、労働省のほうでたいへん御執

それから第二点といたしまして、産炭地の行政の一元化の問題でございます。これは検討しようとおっしゃれば、私も検討するにやぶさかでないのですが、さういふことは少し違うのでございますけれども、私の考え方の方は少し違うのでございまして、自治省、地方庁は、地方振興の立場から自分の問題として産炭地問題を取り上げていただかなければならぬと思います。労働省は労働省として、労働行政の労働者の福祉という立場から取り上げて、これも御自分の事業としてほんとうにお仕事としてお取り上げていただく。産業政策の立場から私どもはもちろん固有の責任があるわけでございまして、それぞれ自分の仕事としてやっていていただく。多少田畠さんがおっしゃるように、連絡が不備でございましたり、そういう点がないとは申せませんけれども、一元化をいたしまして画一化するよりは、むしろそういうたやり方のほうが私は実効があがるのではないかと考えますけれども、しかし、私もこの問題につきまして頭を突っ込んで日時が浅うございますから、もう少し実態を勉強させていただきまして、改善すべきものがござりますれば、十分検討いたしたいと思います。

制約がありますので、納得しただけではございませんが、今後に質問を留保して、大臣に対する質問はきょうはこれで終わります。

○大橋(敏)委員 先ほどの続きになりますが、本日審議しております法律の提案理由の説明の中に、「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」は、石炭鉱山の休廃止により移転、転業し、あるいは経営不安定におこった中小企業者に対しても、その信用力を補完し、経営の安定や企業の再建に必要な資金を確保することを目的として、」制定された、こういうふうにあるわけでございますが、実は昨日の参考人のお話を承りますと、確かに中小企業商工業者が、閉山の後に立ち上がるうとするけれども資力がない。そこで地元の金融業者に資金の融通をお願いするわけですが、それとも、とにかく引き締めて金を出さないというわけですね。担保条件等も非常に厳格になつて、事実はほとんど借り出すことはできない、融資を受けられないというのですね。したがいまして、昨日も、政府の関係機関から特別融資の拡充強化をはかってもらいたい、こういう強い要望があつておきました。中小企業金融公庫とかあるいは国民金融公庫、この融資ワクを百万円の現状から三百万円程度に引き上げてもらいたいという強い要望があつておりましたが、これに対してもどのようなお考えを持つていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○中川(理)政府委員 従来からもただいまのような融資限度額の増額についての要請を切実な要望として受けております。これは私のほうだけできませんということではございませんので、これらの要望を受けまして、中小企業庁とも相談しながら大蔵省といま鋭意折衝をいたしているところでございます。

○大橋(敏)委員 その要望に極力善処していく、是正していくという方向で進まれているのだと理解してよろしいのですね。

それでは次にまいりますが、これあきのうの要

望の中ですけれども、五年延長は当然やつてほしいということと、それから貸し付け利子、これを評は百分の八十であるのを百分の百に正してもらいたい、これも強い要望だったのですけれども、これについてはどのような考え方でしよう。

○藤尾政府委員 お答え申し上げます。

これは信用保険でございますので、御趣旨のとおり一〇〇%まで補完をするということができればそれでよろしいのでございますが、他に全く例がございません。普通の場合には七〇%政府保証するということになっております。特例措置として非常の場合に、この産炭地域の場合でございますとか災害の場合でありますとかいうような場合に、これを八〇%まで弁済に対するん補をやる、こういうことになつております。したが

らぬ。そういうことになりますと、この信用保険といいますもののん補率は一齊に全部上がらなければいかぬ、そういうことになるわけで、保険 자체といいますものの、あるいはこれをやつておられます信用保証協会といいますものの代位弁済義務、これが果たせないというようなところまでいりましたのは、この制度自体が崩壊に瀕するということにもなりかねないのでございます。そこで私ども泣く泣くお受けとお思ひます。

○大橋(敏)委員 時間がございませんので、それでは産炭地域の中小商工業者がいかにみじめな立場に置かれているかという地元の実例を私一つお話しして理解を深めてもらつて、そういうものを踏まえた上で今後の対策を強化してもらいたい。これは福岡県の中間市に大正鉱業の閉山事務が

立場まできております。これは不動産処理のいわゆる最終段階に入りました、一千三百万円をめぐりまして、その商工業者とそれから市との間にトラブルが起こつてゐるわけであります。それはこういうことなんですね。大正鉱業再建運動というのが起つておるのですね。それは市長が主導者だった。つぶしてなるものか、何とか興そぞりやないかということで商工業者にその協力方を求めたわけです。そこで債権の請求権の取り立てあるいは保全措置をやめさせたり、一方では債権の半額切り捨てなどを要請して、そのうちには必ず現金取引ができるようになるからと喜ばせたわけですね、ところが喜ばせたのもつかの間、実際に倒産したわけです。そこで債権者協議会といふものが開かれて、そこでみんなが協議しながら財産処分の段階に入つたら、一千三百万は中小業者に渡そうじゃないかという話になつたらしくのうですが、現実はもう中間市のほうがいやですね。こういう現実があるわけですね。そこで債権者協議会といふものは自分をやつてしまつたし、もうそつくり自分のほうがあらう権利があるのだといふことで、もう踏みつけられてしまつたわけです。こういう現実があるわけですね。合理化事業団長がその問題にはさまっておりまして、非常に困つた立場であります。今度閉山問題が次々と起つてきますので、こういう実例をはつきりと掌握された上、何とか対策を立ててもらいたい。これは私の強い要望です。これについて政務次官の気持を聞きたいと思います。

○藤尾政府委員 確かに仰せのような事例が今までひんびんとして起つておりました。地元の方々に非常に御迷惑をかけておつた。たいへん申しげのないことだと思います。しかしながら御案内のとおり、仰せのような場合はまだこの産炭地振興という問題についての法制が整備されていなかった。こういうことがござりまするので、それが私の強い要望です。これについて政務次官の気持を聞きたいと思います。

○大橋(敏)委員 それでは最後に、きょうの法律とは直接関係はしませんけれども、これは産炭地域の重大な問題だと思いますので、お尋ねしますが、もうすでに三月八日の新聞にも出でていますから、どうかその辺の事情をよく御了察をいただきたいと思います。

○大橋(敏)委員 それでは最後に、きょうの法律とは直接関係はしませんけれども、これは産炭地域の重大な問題だと思いますので、お尋ねしますが、もうすでに三月八日の新聞にも出でていますけれども、「炭鉱の離婚ふえる」という見出しが、これは生活が苦しいので、生活保護を受けるというのと、母子年金受給資格を得るためにいわゆる見せかけ離婚だ、こういうことらしいのですねが、筑豊一体はものすごい生活保護者がいるわけ

疑惑といいますか、ふんまんが爆発するような

立場まできております。これは不動産処理のいわゆる最終段階に入りました、一千三百万円をめぐりまして、その商工業者とそれから市との間にトラブルが起こつてゐるわけであります。それはこ

ういうことなんですね。大正鉱業再建運動というの

が起つておるのですね。それは市長が主導者だった。つぶしてなるものか、何とか興そぞりやないかということで商工業者にその協力方を求めたわけです。そこで債権の請求権の取り立てあるいは保全措置をやめさせたり、一方では債

権の半額切り捨てなどを要請して、そのうちには必ず現金取引ができるようになるからと喜ばせた

わけですね、ところが喜ばせたのもつかの間、実際は倒産したわけです。そこで債権者協議会といふものが開かれて、そこでみんなが協議しながら財産処分の段階に入つたら、一千三百万は中小業者に渡そうじゃないかという話になつたらしくのうですが、現実はもう中間市のほうがいやですね。こういう現実があるわけですね。合理化事業団長がその問題にはさまっておりまして、非常に困つた立場であります。今度閉山問題が次々と起つてきますので、こういう実例をはつきりと掌握された上、何とか対策を立ててもらいたい。これは私の強い要望です。これについて政務次官の気持を聞きたいと思います。

○藤尾政府委員 確かに仰せのような事例がいま

ござりますが、残念ながら法制の措置が十二分に用意されておらなかつたというようなこ

ともの問題をさらに悲惨にいたしました一つの要因でありますから、これに起つたことでございまして、十二分に用意されておらなかつたこととはも

うすぐ起つたことです。大正鉱業再建運動というの

が起つておるのですね。それは市長が主導者だった。つぶしてなるものか、何とか興そぞりやないかといふことで商工業者にその協力方を求めたわけです。そこで債権の請求権の取り立てあるいは保全措置をやめさせたり、一方では債

権の半額切り捨てなどを要請して、そのうちには必ず現金取引ができるようになるからと喜ばせた

わけですね、ところが喜ばせたのもつかの間、実際は倒産したわけです。そこで債権者協議会といふものが開かれて、そこでみんなが協議しながら財産処分の段階に入つたら、一千三百万は中小業者に渡そうじゃないかという話になつたらしくのうですが、現実はもう中間市のほうがいやですね。こういう現実があるわけですね。合理化事業団長がその問題にはさまっておりまして、非常に困つた立場であります。今度閉山問題が次々と起つてきますので、こういう実例をはつきりと掌握された上、何とか対策を立ててもらいたい。これは私の強い要望です。これについて政務次官の気持を聞きたいと思います。

○大橋(敏)委員 それでは最後に、きょうの法律とは直接関係はしませんけれども、これは産炭

地域の重大な問題だと思いますので、お尋ねしますが、もうすでに三月八日の新聞にも出でていますけれども、「炭鉱の離婚ふえる」という見出しが、これは生活が苦しいので、生活保護を受ける

というのと、母子年金受給資格を得るためにいわゆる見せかけ離婚だ、こういうことらしいのですねが、筑豊一体はものすごい生活保護者がいるわけ

ですが、不正など及びもつかないまじめな方々が非常に迷惑しておる。通産省として、すでに現地へ調査団を派遣のこゝ、かうして貿易統計の調査

○藤居政府委員 実はこの前の通産局長会議のと
すが、これは事実ですか。

いらっしゃいます。でござりまするから、調査団といひまするものはまだ派遣はいたしておりませんが、

指摘のとおりでございまして、産炭地域の方々の閉山に伴いまして受けられますいろいろな御損

告 律量鑑としもするもののか、事金たゞて渡も
ということございましたならば、それはそれな
りに私どもの対処のしようもあるのでございます

けれども、それが御指摘のようだ、一応協議の上で離婚の形をおとりになる。そうして片一方では母子福祉年金をおもらいになつて、片一方では失

業保険をおもいにないというようなことが行なわ
れて、そういうおとなとの行為といいまするもの
がだんだんと今度は炭鉱地域の青少年の間にまで

入り込んでまいりまして、そうしてそこに私たちとしては非常に憂慮をいたさなければならぬような精神上のいろいろな欠陥が出てまいるということ

となりましては、これは国としての一大事でございます。事は金で片づかない。どんなに金をつき込んでも回復のできな^ハ心の問題でござります。

から、心の痛手をそこで終閑山によって起こさせ
る、そういうことがまた流行するというような
ことでは、私どもその責に当たる者といこまん

ても、この問題について、簡単に金で済ませると
いうようなことではない、かように考えますので、
私は自分が愚痴を訴えまくって、十二分にこつま

情をはだで感じさせていただいて、どういった措置をとればその精神的な破壊が救われるのか、そ

基本的な問題をひとつ追求してみたい、かように考えておるわけでござります。どうか、委員の皆さま方におかれましても、この問題につきましては、単にこういったいろいろな措置の中でおねい

得ない大きな傷あとになるといふよくなこともお

にいたしたわけじびたまます。

新編卷之三

産炭地関係の私鉄及びその関連企業に対する融資につきましては、従来も実績がございますが、

ちょっとと詳細手元にございませんので、もし御必要ならばまとめて後日提出いたしたいと思います。

それから、ただ基本的には、たしか雄別鉄道関係だったと思いますが、石炭関係私鉄の合理化のために、かつて融資した実績がござります。できる

だけこういう炭鉱地に定着しておる企業に対する合理化あるいは規模の拡大融資については從来も配慮いたしてきたところでござります。今後もそ

ういう具体的な実例に応じて考えてまいること
は、今までの方針と変わらないわけでございま
す。

○岡田(利)委員 本件はしばしば問題になつておる点でありますて、特に北海道の場合には国鉄が

て、専用鉄道を持たなければならぬ、こういう歴史的な経過があるわけですから、特に産炭地鉄道

の対象として十分配慮されるよう、この際期待をいたしておきたいと思います。

わば通産省の直接の予算として、活性炭の工場建設の問題あるいは無煙燃料工場建設の問題、また

九州地区では軽量骨材等の問題があるわけですね。が、これはいわば政策上、産炭地振興策の中核的な企業であるわけですが、遺憾ながらいざれもま

た日の目を見ていないということ、せっかく予算をつけながら、実現を見ないとすることは、結局産炭地振興の中核企業というものは政府がやつて

も育たないのかという、こういうそしりといふものは免れないのではなかろうか、こう思うわけですか。この点についてはその後どのように検討さ

れておるのか、また今後どういう展望があるのか、お答え願いたいと思います。

興事業団の出資事業について今までの経過ある

いは今後の展望、こういうことだと思います。
御承知のように、四十四年度の予算額では、四
十三年度五千万円というものに対しまして、一億
五千万円の予算をお願いしておるわけでございま
す。

地域の選定にあたりましては、今後の経済山の進行度合い、長期的な地域振興の見地から見まして、企業導入の必要性あるいは適地適性企業の立地等の諸要件を勘案いたしまして、重点的にそしてまた機動的に実施したいと考えておりますが、当面いま問題になつておりますのは、北海道においてメリピアーゼといふものの製造事業の企業化を検討いたしております。これはてん菜糖の製造過程において使用されるある種の酵素でございます。通産省の発酵研究所が開発しました画期的な技術をもとに行なおうとするものでございます。目下関係者とも十分連絡をとりつつ詳細な検討を

進めておる段階でございます。
その他考えられますものといたしましては、北海道の農村地帯の未利用のわらを加工する建材の企業化、それから農業用機械の製造事業の企画化、こういったものについてもあわせて検討したいと考えております。
なお、御指摘のございました、今まで話題にのぼっておりました活性炭の製造事業でございまして。これは率直に申しまして、若干難航いたしております。その点の経緯を簡単に御報告いたしたいと思います。

活性炭の製造事業及び無煙燃料の製造事業につきましては、石炭需要の開拓という見地のほかに、排煙脱硫、それから産業廃水の処理、大気汚染の防止といった産業公害の防止に役立つという見地から計画を進めてまいりましたのでござります。ところが技術的に新しい分野でございますために、試験段階は別といたしまして、企業化するということに相なりました状況におきまして、もうひとつ慎重な技術的な検討が必要であるといふところに遙着をいたしておるわけでござります。また、原料の長期的確保の見地と/orものも

ございまして、新しい対策によります炭鉱会社の反応というのも十分見きわめる必要が新たに出てまいつたということをございます。それから、この活性炭並びに無煙燃料は、両方とも製品の長期かつ安定的な需要の見通しといふものを得るために、正直に申しまして、なお若干年の期間を必要とする、こういう感じでござい

御案内のように、電気事業における排煙脱硫そのものも技術的な難点あるいは経済的な難点に基づかっておりまして、これらの見きわめがないこと、これに大幅な需要を期待しておるということをございますので、当該活性炭製造技術の上で、いま申しましたような問題点がありますほかに、これを使ってくれる側のほうにも若干問題がござりますので、いま残念ながら足踏みをしておるという状況でございます。

以上の問題点にござましては、現在も慎重に検討をいたしておりまして、これらの問題点の解決をまつて実施に移していきたいという気持ちでおるわけでございます。

○岡田(利)委員 これから産炭地振興計画を貟ますと、いわば大型プロジェクト化していくといふ展望がなされておるわけです。私はこの方向といふものはやはりけつこうなことだと思うのですが、しかし、地域によつては大型団地を造成いたしますとしても、はたしてそれだけ企業が進出をするか。まず地域別に検討いたしてまいりますと、な

かなかそうまいぬ地點も多いわけです。たとえば、筑豊のようにまとまっておる地點ならば、大型化していくという方向がこれからとられてまいると思ひますけれども、北海道のような場合は、炭鉱自体が沢地にある、こういう意味で、また北海道開発の展望から考へても、そぞ大型な団地をつくってもなかなか売り先のめどが立たない。したがつて、やはり一方において大型化の方向を目指されども、実情に沿つてむしろ中ないし小型の団地をつくり、配置をしていく、こういふきめこまかなる方向といふものがどうしてもとられなければなりません。

ればならないのではないか。こういう点について
どう、うお考え方であるかと、う点が第一点です。

それから第二点は、産炭地振興の事業をずっと検討してまいりますと、立地条件のいいところはかつてあまり炭鉱がなかった。まだそれにかわる

べき産業というものがある。たとえば宇部地区の
ような場合が典型的な例であろうかと思うので
す。ところが、その場合には進出企業があるか
らといって、そういう地点がどんどん開発され
る

まいりますと、ほかの地点に金が回らない。資金不足を来たすという矛盾があるわけです。事業として見れば非常にやりいいし、当然企業もくる、効果もあるとなると、うごくなるのですが、この点

は当然今日の資金量から考えても調整しなければならぬ段階にきておるのではないか、私はこう思うのですが、この二点についてお答え願いたいと

○中川(理)政府委員 端的な結論として申し上げまして、御指摘の点には異論はございません。中核的な企業を誘致して、波及効果の大きい形での

産廃地域の振興をはかるということでの大規模廃棄物処理施設といふものは、私どもの政策理念として一つ持っております。しかしながら地域の特性といふようなものもありますので、一がいに大規模廃棄物

だけに走るということではなくして、それそれの事情に合致しましたものも考えていくという先生の御趣旨には、私どもも全く同感でございます。
第二に貢の由成田（由成田）：「うーん、うーん。」

第二点の此境界の問題でござりますが、未だ
しゃるよう字部、常磐といったところは非常に
投資効果のいい形で事柄が進んでおります。それ
に反して、先ほど来有馬理事のほうから話もござ

いましたが、北海道は思うにまかせぬというようなこともござりますし、九州でも山田市のように少し入り込んだところはなかなか進まないという状況がございます。実は、資金量が限られておる

という状況がございまして、この辺はバランスの問題でございまして、どこを重点としてといふことではなくして、双方それぞれ実情に応じた形で処理をしていきたい、こう考えておりますが、

経年的に見ましても、やはり字部あたりの量といふものが若干減らすという努力は、結果として

とつてきております。ただ事業団といいたしましても、経営上の問題もござりますので、あまり売れないところばかりをやっておるというわけにもい

きませんので、これはやはりどのようなバランス
がほどほどであるかということだと存じます。そ
の辺は十分心得て、字部、常磐にも適当なものを
考え、北海道地区では奥地についても適当なもの

を考えるということで、バランスをとつて処理をいたしたいと考えます。

た。ところが企業ぐるみ閉山という問題が新しく提起をされまいりますと、その企業は山ぐるみ閉山をするけれども、関連企業も崩壊してしまよう

ということになるわけですが、しかも、そういう実例がこれから出てまいると私は考えるのですが、親会社がなくなつて関連企業、子会社は切り離す、ところが炭鉱の仕事がある程度ウエートを占

めておったから、これを転換するには相当の時間と対策がなければ、せつかく前の炭鉱がつぶれて関連企業で産炭地振興対策をとったけれども、基盤が完全に失われてしまうということになつてく

るわけです。したがって私は、これらの関連企業に対しても、山と運命をともにして、どうしてもやっていけないものは別として、ある時間をかぎり、各々のしづか雲谷堂、あるいは二、三の問題を解決せよ。

い、努力すれば車輌をできるとして開拓企業は当然融資についてもあるいは設備等についてでも最優先的にこれは対象にならなければならないのではないか、こういう考え方を持つておるのです

が、この点についてはいかがですか。
○中川(理)政府委員 石炭会社の解散あるいは閉山というような問題と、その後に起てる産炭地域振興問題などいうものは密接に関連をいたしており

ます。企業によりましてはすでに同一資本系統で別個の事業を經營しておるものもございまして、また炭鉱經營に関連した仕事を系列会社、あるいは系列がなくても、取引関係において存立をして

おるというものがずいぶんあるわけであります。これらが十分成り立つように考へていかなければならぬということは、産炭地域振興問題といったま申しましたような関連会社等が何とか成り立つよう考へていくことでは、産炭地域振興政策の要請として、私どもは忘れてはいかぬことだと思つております。ただ先ほど申しましたように、比較的つながりの薄い形で仕事がある程度軌道に乗つておるものと、炭鉱がなくなると直接的な影響を受けるものと両者あらうかと思ひますので、全部が全部うまくいくるというふうには私も考えておりませんけれども、可能な限り、産炭地域振興ですか、この規定が具体的に定められておるわけですが、この面の運用の実績は、過去どういうことになつておるかという点が第一点です。

第二点の問題として、先ほど参考人から述べられました融資の回転の問題ですね。從来二回までの回転が認められておつた、しかし法の延長の時点で三回程度まで回転を認めてほしといふ、そういう要望が先ほど行なわれたわけです。この点については、実際問題としてそういう取り扱いが可能かどうか。この二点についてひとつ御説明願いたいと思います。

○中川(理)政府委員 やや専門的なことでござりますので、産炭地域振興課長から御説明いたしました。

○真野説明員 ただいまの岡田先生の御質問でござりますが、まず第一点の産炭地域振興事業団債、これが現在の法律の規定で発行できる形になつておりますが、これはいままで発行した実績はございません。御承知のように、私どもの事業団の場合には、低利融資及び土地の造成について、

おるというものがずいぶんあるわけであります。これらが十分成り立つように考へていかなければならぬということは、産炭地域振興問題といったま申しましたような関連会社等が何とか成り立つよう考へていくことでは、産炭地域振興政策の要請として、私どもは忘れてはいかぬことだと思つております。ただ先ほど申しましたように、比較的つながりの薄い形で仕事がある程度軌道に乗つておるものと、炭鉱がなくなると直接的な影響を受けるものと両者あらうかと思ひますので、全部が全部うまくいくるというふうには私も考えておりませんけれども、可能な限り、産炭地域振興ですか、この規定が具体的に定められておるわけですが、この面の運用の実績は、過去どういうことになつておるかという点が第一点です。

○岡田(利)委員 産炭地域振興事業団は、産炭地域振興債ですか、この規定が具体的に定められておるわけですが、この面の運用の実績は、過去どういうことになつておるかという点が第一点です。

○新田(利)委員 産炭地域振興事業団は、産炭地域振興債ですか、この規定が具体的に定められておるわけですが、この面の運用の実績は、過去どういうことになつておるかという点が第一点です。

○岡田(利)委員 時間がありませんので、最後に一問大臣にお伺いしておきますが、炭鉱が閉山になつて、土地が炭鉱会社の所有になつておる地点があるわけです。筑豊にもござりますし、これらもそういうところが出て来ます。ところが炭鉱は閉山になつておるわけですから、この土地を利用して産炭地域振興策を進めていく。したがつて、そのためには優先的に旧炭鉱会社の所有の土地というものは産炭地域振興事業団もしくは公共団体に土地を提供する、もちろん適正価格で提供するわけですが、この点がやはり制度化されないと、これから産炭地域振興政策を進める場合、障害になるのではないか。しかも閉山になるときには恩典をこうむつておるわけです。また親会社が残つておれば親会社も恩典を受けておるわけですから、この面についてはある程度義務的なものを明確にする必要があるのではないか。こ

う形でずっと運用しております。発行はいまのところいたすにはございません。それから第二の点でございますが、これはちよつと御質問の点がわかりかねますけれども、たぶん中小企業金融公庫からの特別貸し付けの問題じゃないかと思ひますので、中小企業庁から……。

○新田(利)委員 先ほどの参考人のお話を二回転を三回転にあるいは七百万とかいう問題は、少し勘違ひじやないかと思ひますが、福岡県における制度金融の御意見、これは政府としては、先ほど鉱山石炭局長が御答弁申し上げましたように、中小公庫及び国民公庫の特利限度を百万円から三百万円引き上げるよう、現在大蔵省と折衝中であります。

○岡田(利)委員 時間がありませんので、最後に一問大臣にお伺いしておきますが、炭鉱が閉山になつて、土地が炭鉱会社の所有になつておる地点があるわけです。筑豊にもござりますし、これらもそういうところが出て来ます。ところが炭鉱は閉山になつておるわけですから、この土地を利用して産炭地域振興策を進めていく。したがつて、そのためには優先的に旧炭鉱会社の所有の土地というものは産炭地域振興事業団もしくは公共団体に土地を提供する、もちろん適正価格で提供するわけですが、この点がやはり制度化されないと、これから産炭地域振興政策を進める場合、障害になるのではないか。しかも閉山になるときには恩典をこうむつておるわけです。また親会社が残つておれば親会社も恩典を受けておるわけですから、この面についてはある程度義務的なものを明確にする必要があるのではないか。こ

う形でずっと運用しております。発行はいまのところいたすにはございません。それから第二の点でございますが、これはちよつと御質問の点がわかりかねますけれども、たぶん中小企業金融公庫からの特別貸し付けの問題じゃないかと思ひますので、中小企業庁から……。

○新田(利)委員 先ほどの参考人のお話を二回転を三回転にあるいは七百万とかいう問題は、少し勘違ひじやないかと思ひますが、福岡県における制度金融の御意見、これは政府としては、先ほど鉱山石炭局長が御答弁申し上げましたように、中小公庫及び国民公庫の特利限度を百万円から三百万円引き上げるよう、現在大蔵省と折衝中であります。

○岡田(利)委員 時間がありませんので、最後に一問大臣にお伺いしておきますが、炭鉱が閉山になつて、土地が炭鉱会社の所有になつておる地点があるわけです。筑豊にもござりますし、これらもそういうところが出て来ます。ところが炭鉱は閉山になつておるわけですから、この土地を利用して産炭地域振興策を進めていく。したがつて、そのためには優先的に旧炭鉱会社の所有の土地というものは産炭地域振興事業団もしくは公共団体に土地を提供する、もちろん適正価格で提供するわけですが、この点がやはり制度化されないと、これから産炭地域振興政策を進める場合、障害になるのではないか。しかも閉山になるときには恩典をこうむつておるわけです。また親会社が残つておれば親会社も恩典を受けておるわけですから、この面についてはある程度義務的なものを明確にする必要があるのではないか。こ

〔報告書は附録に掲載〕

○平岡委員長 参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。
石炭対策に関する件について、来たる二十六日、北海道大学教授磯部俊郎君を参考人として出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平岡委員長 御異議なしと認めます。よって、次回は、來たる二十六日水曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これに散会いたします。

午後一時五十二分散会

了いたしました。

○平岡委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○平岡委員長 これより討論に入るのですが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平岡委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○平岡委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。